

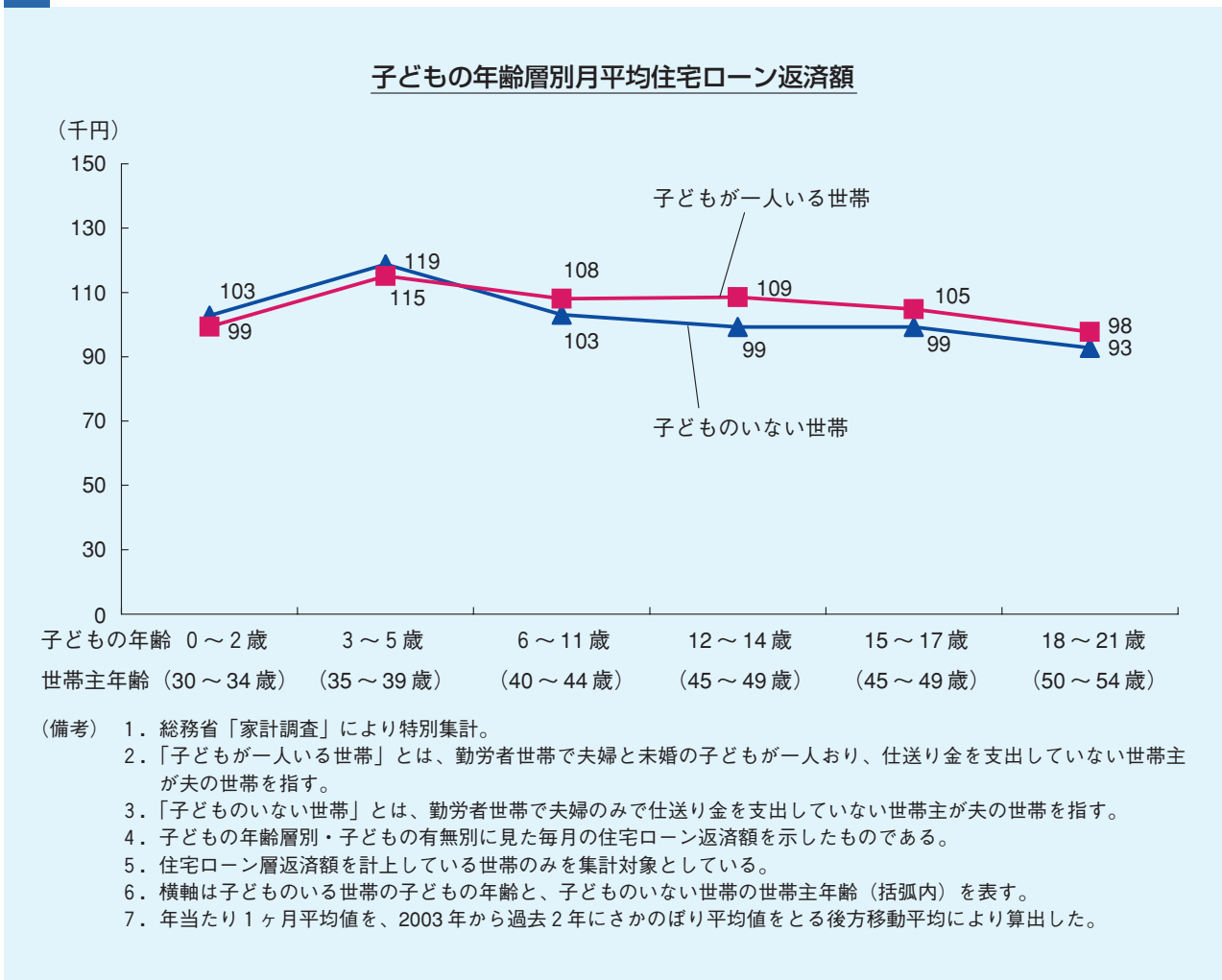
### (子どもの数が増えても住宅関係費はほとんど変わらない)

子育て世帯は、実際に住宅関連にどのくらい支出しているのだろうか。ここでは、主として借家世帯が支出する家賃地代及び設備修繕・維持費からなる住居費と、持家世帯の住宅ローン返済額（土地家屋借金返済額）を考える<sup>3</sup>。2003年の月当たり住宅ローン返済額（実際に支出している世帯平均）は、子どものいない世帯で10万2,000円程度、子どもが一人いる世帯で10万6,000円程度となっている。子どもが一人いる世帯の子どもの年齢層別に見ても、いずれの時期でも毎月10万円程度を住宅ローンの返済に充てている（第3-3-8図）。

一方で、22年間一人の子どもを育てるために必要な追加的な住宅関係費<sup>4</sup>は、53万円と住宅関係費全体の2.4%にすぎない。これは、先に見たように、住宅ローン返済額において184万円の支出があるのに対して住居費においては132万円の節約が見られ、それらが相殺し合うためである（第3-3-9図）。

子どもの年齢層別に見ると、0～5歳及び15～17歳の世帯ではマイナスとなっており、一方、6～11歳では年平均4万4,000円、12～14歳で年平均8万9,000円、18～21歳では年平均3万7,000円の支出となっている。

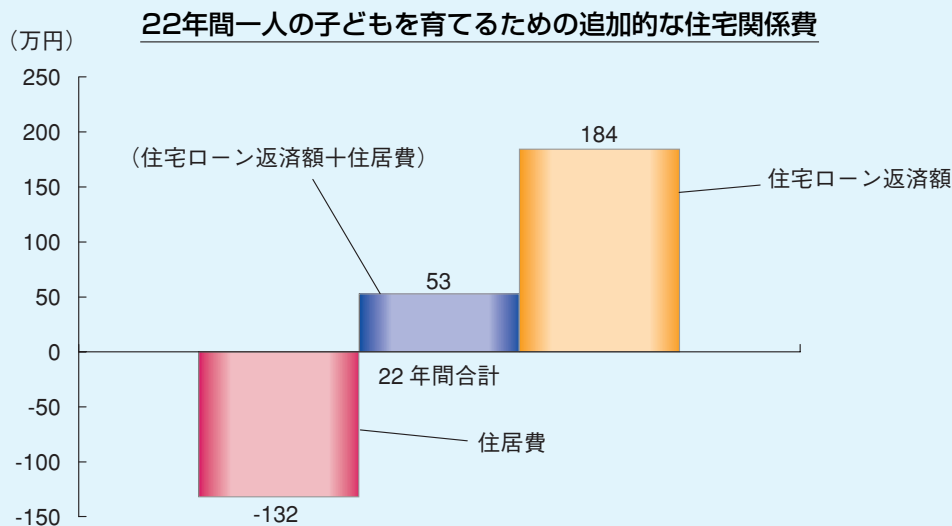
第3-3-8図 住宅ローン返済額は毎月10万円程度



3 ここでは、総務省「家計調査」により、住居費・住宅ローンの支出がある世帯のみを特別集計して試算を行った。

4 住宅ローン返済額と住居費を足し合わせたもの。

### 第3-3-9図 一人の子どもを育てるための追加的な住宅関係費は53万円

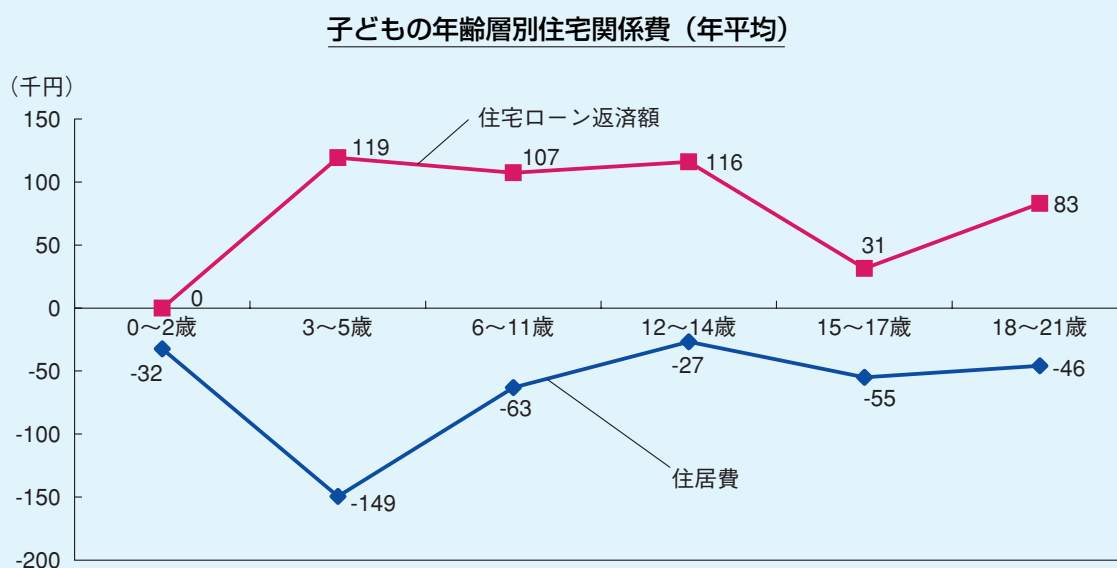


(備考) 1. 総務省「家計調査」により特別集計。  
2. 一人の子どもを22年間育てるための住宅関係費の算出方法については、付注3-1-1参照。

その内訳を見ると、住宅ローン返済額については、子どもの年齢が2歳以下の時を除き、年間平均9万3,000円を追加的に支出している（第3-3-10図）。一方、住居費については、子どものいる世帯の方の持家率が高いこともあり、子どものすべての年齢層で子どものいない世帯を下回っている。

なお、二人目の子どもを育てるために必要な住宅関係費については33万円と一人目より少なくなっている。費目ごとに見ると、住宅ローン返済額において173万円の支出増があるのに対して、住居費においては139万円が節約されているためである。いずれにせよ、子どもの数が

### 第3-3-10図 子どものいる世帯は住宅ローン返済額が多い



(備考) 1. 総務省「家計調査」により特別集計。  
2. 一人の子どもを育てるための住宅関係費の算出方法については、付注3-1-1参照。

増加しても、住宅にかかる費用はそれほど増加しておらず、子育て費用全体にそれほど大きな影響を及ぼしているわけではないことが分かる。

### (治安の悪化などにより良質なコミュニティへの志向が高まっている)

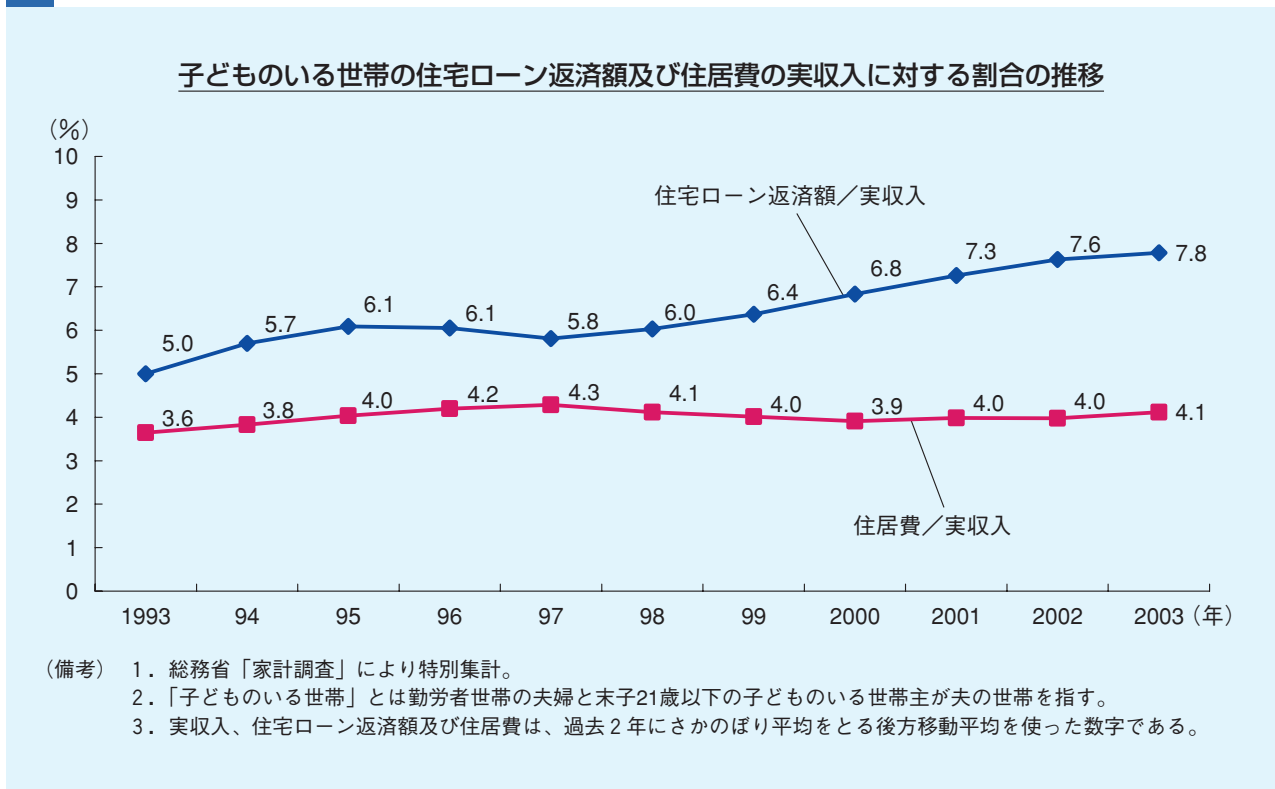
以上のように、子どものいるいないには必ずしもかわらないが、住宅関連支出が家計を圧迫している。特に住宅ローン返済額は、ここ10年間に於いてほぼ増加してきており、直近を除きその伸びは所得を大きく上回っている(第3-3-11図)。負債残高との関係を見ると、負債残高の年収比とともに返済額の年収比は上昇している(第3-3-12図)。

バブル崩壊後、住宅敷地価額の下落により住宅を取得しやすくなったにもかかわらず、平均借入額を増やしている背景には、何があるのだろうか。

人々が住居を選ぶ時、「より多くの費用を払ってでも重視する項目」を尋ねたところ、既婚者では「子どもを育てていく環境が整っていること」を回答した人が最も多く、次いで「治安の面で安心できること」、「仕事をするのに便利なこと」、「良質な自然環境などがあること」を約半数の人が挙げている(第3-3-13図)。

こうした結果は、近年の治安悪化とも密接に関係している。90年後半から2000年にかけて、犯罪検挙件数がやや減少する一方で、犯罪認知件数は増加し、検挙率が大幅に低下している(第3-3-14図)。少年が被害者となった刑法犯の認知件数は3年連続で減少しているものの、90年代後半の水準に比べるとなお高水準であり、子育て世代にとっても、こうした治安の悪化は切実なものとなっていると言える(第3-3-15図)。こうした状況は、特に子どものいる世帯において、子育てや治安の面で安心できる地域に住みたいという人を増加させている。

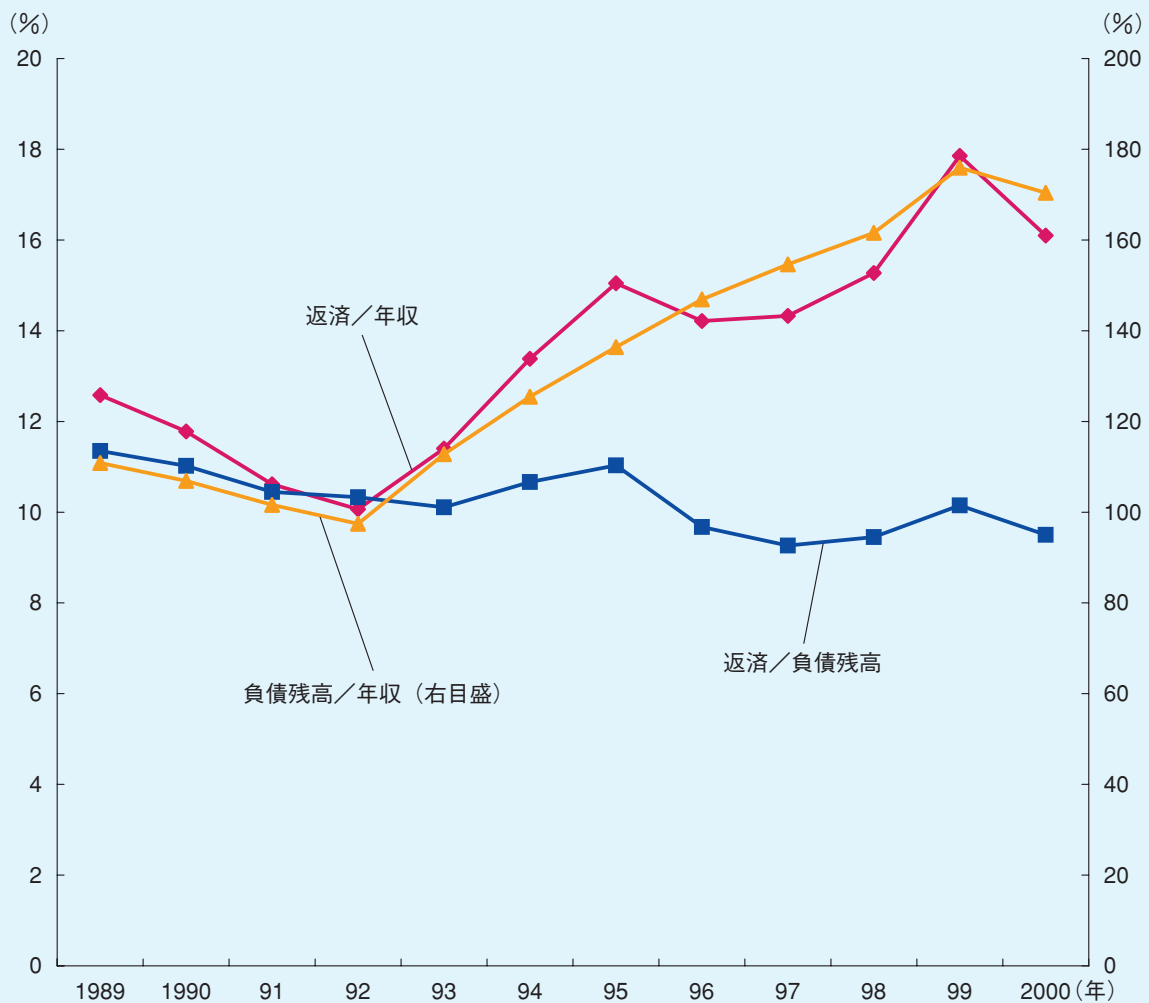
第3-3-11図 住宅ローン返済額の伸び率が実収入の伸び率を上回る



先に見たように、子育てしやすい地域というのは、地域の人々やNPOが育児支援に力を入れているなど良質なコミュニティが形成されているところと言える。同様に、治安の面で安心できる地域についても、例えば隣人が問題意識を共有して解決に当たったり、ネットワークを通じていつでも助け合う体制を構築したりするなど、良質なコミュニティ機能が充実していることが一つの条件となる。もちろん、住宅取得のための支出は金利など様々な要因の影響を受けるが、追加的な費用を払ってでも、こうした良質なコミュニティや環境に所属することを重視する人は実際にも多いと考えられる。

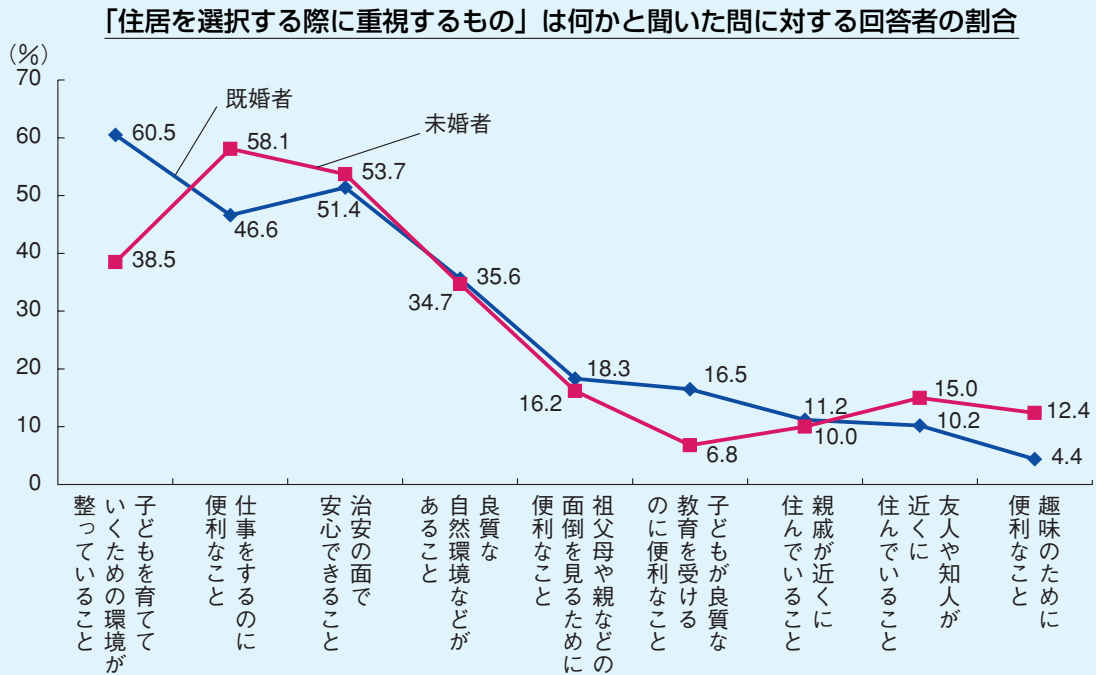
第3-3-12図 負債残高の増大と共に増えるローン返済額

住宅・土地の借入金のある世帯の負債残高と返済額の年収比



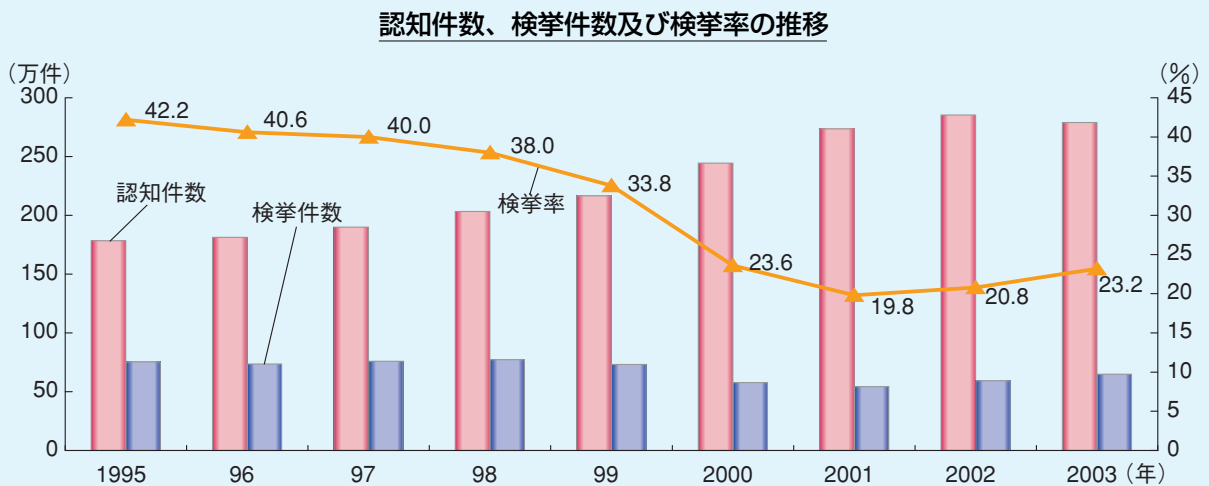
- (備考)
1. 総務庁「貯蓄動向調査」により作成。
  2. 住宅・土地の借入金のある勤労者世帯について集計。
  3. 「返済」は住宅・土地のための借入金の年間返済額。
  4. 当該調査は2000年で終了している。

第3-3-13図 住居選びには子育て環境や利便性・治安などが重視される



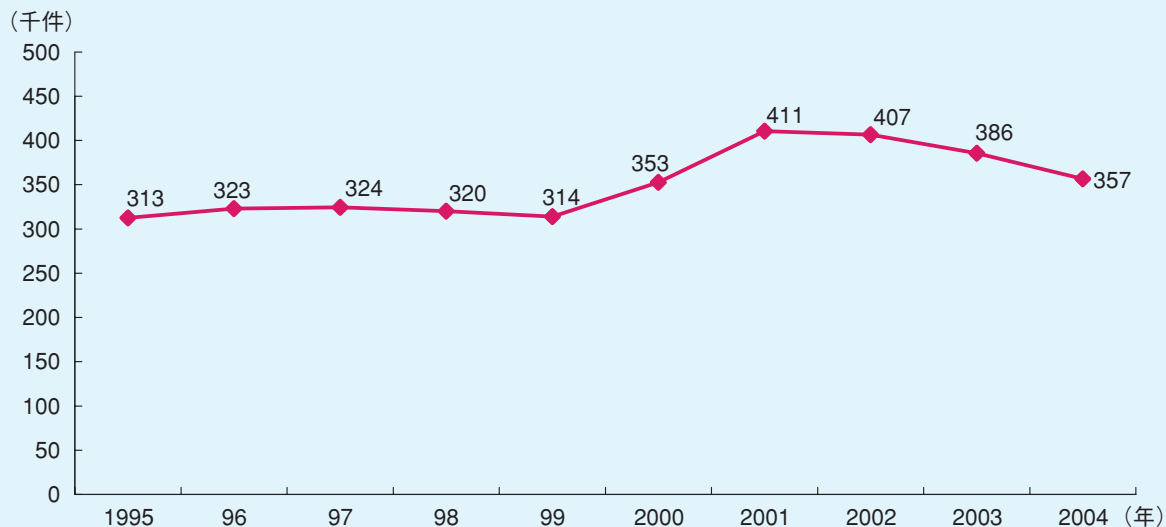
- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。  
 2. 住居を選択する際に重視するものを聞いた問に対する回答者の割合(回答は3つまで)。他に選択肢は「その他」があるがここでは省略している。  
 3. 回答者は全国の20~49歳の男女で有配偶者(配偶者と離死別したものは除く)と未婚者の合計である1,558人。

第3-3-14図 近年、犯罪検挙率は大幅に低下



- (備考) 1. 警察庁「平成16年上半期の犯罪情勢」(2004年8月)により作成。  
 2. 認知件数とは「警察において発生を認知した事件の数」をいう。  
 3. 検挙件数とは「刑事犯において警察で事件を送致・送付又は微罪処分をした件数をいい、解決事件の件数を含む」ものをいう。  
 4. 検挙率とは「認知件数に対する検挙件数の割合を百分率で表したものをいう」。  
 5. 刑法犯とは道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火災びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

少年の刑法犯被害の推移



- (備考)
1. 警察庁「少年非行等の概要」(2005年2月)により作成。
  2. 刑法犯とは、「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る第208条の2及び第211条第1項の罪を除く)並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
  3. 少年とは少年法第2条に規定されている「20歳未満の者」をいう。

### (子どもの成長に応じた住み替えが容易な住宅の供給が必要)

良質な住環境は子育ての基本であるが、その取得には多額の費用がかかり、それが子育て世代にとって大きな負担になっていることを見てきた。しかし、こうした住宅にかかる費用は、子育てするかしないかにかかわらず多額の費用が支出されており、若年層全体が抱える課題とも言える。

家族構成の変化や子どもの成長段階に応じて、望ましい住宅形態や周囲の環境も変化する。効率的な中古住宅市場の整備などにより、持家でなくとも十分な居住サービスが確保されるようになれば、良質な住環境を安価に入手できるようになるとともに、柔軟な住み替えが容易となることが期待される。

## コラム 「日本21世紀ビジョン」に描かれた2030年の住環境の姿

2005年4月27日、経済財政諮問会議で報告された「日本21世紀ビジョン<sup>5</sup>」生活・地域ワーキング・グループ報告書において、家族生活・子育てに関連し、持家、借家を問わず、家族構成の変化などに応じた住み替えが容易になり十分な居住空間が得られることが2030年の生活の姿として示された<sup>6</sup>。

そこでは、近年の社会環境の変化により、人々の住宅に対する意識が「所有」から「利用」に移ってきていることを踏まえ、様々な提言がされている。

「少子高齢化の進展や人口の減少、更には都市の再編などの環境変化の中では、家族構成の変化や多様なニーズに合わせて自由な住み替えができるよう、住宅のレンタル化を進めるとともに、より効率的な中古住宅市場を整備することにより、ゆとりある居住環境を享受できるようになる。このような『住み替え市場の透明化』を目指した改革を進める」としている。

具体的には、都心部における家族向けの良質な住宅の供給を目的として、「住宅用の不動産取得に関する諸税の減免、借地借家法の撤廃、リバース・モーゲージを活用した資産価値の流動化」など、住居に関する様々な制度改革を提言し、それにより、良質な借家供給を中心に「都心部での住宅供給を増やし、居住スペースの拡大につなげる」ことができるとしている。

さらにこうしたことを踏まえた目指すべき2030年の姿として、「全国の4人家族の借家1戸当たりの平均延べ面積」を100㎡程度に設定し、住環境の改善を目標に掲げた。また、上述の様々な施策による住居の円滑な住み替えの促進や十分な一人当たり居住スペースが確保されることの利点として、①子育て環境の向上、②住居に縛られない人生設計の実現、③住みたい所に住むことが可能となるという、三点を挙げている。

このように、日本の2030年の姿を描いた「日本21世紀ビジョン」においても、住環境の整備が取り上げられており、「子育て環境の向上」のためにもこれらの施策に対する積極的な取組が期待される。

- 5 「日本21世紀ビジョン」は、今後四半世紀を睨み、構造改革により実現される「この国のかたち」を明確かつ体系的に示すことにより、国民の間の認識の共有を図るために、2005年4月、経済財政諮問会議に置かれた専門調査会において取りまとめられた。全体の報告書に加えて、専門調査会の下に設けられた「経済財政展望」、「競争力」、「生活・地域」、「グローバル化」の四つのワーキング・グループそれぞれについても報告書が公表されている。詳細はウェブサイト (<http://www.keizai-shimon.go.jp/special/vision/index.html>) 参照。
- 6 第3章1項(3) 楽しみながら子育てができる社会環境の形成。